

松浦市地域クラブ認定要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、学校部活動に代わりうる活動として、スポーツ及び文化芸術活動を実施する松浦市地域クラブ（以下「地域クラブ」という。）の認定等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(地域クラブの認定)

第2条 地域クラブは、地域クラブ活動を行うときは、松浦市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の認定を受けなければならない。

(認定要件)

第3条 地域クラブは、次の各号に掲げる全ての認定要件を満たすものとする。

- (1) 松浦市内の中学校に在籍する全ての生徒が希望に応じて加入することができること。
- (2) 松浦市内の中学校に在籍する生徒が所属していること。
- (3) 所在地及び活動拠点が原則として松浦市内であること。
- (4) 営利を目的とした運営でないこと。
- (5) 役員及び指導者は、暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。
- (6) 持続可能なクラブの運営を目指し、複数の役員や指導者が運営に携わっていること。
- (7) 年間を通じて、週1回以上の活動日を設けていること。
- (8) 「松浦市中学校部活動改革に関する基本方針」を遵守して活動すること。
- (9) 次の要件を満たす規約、会則等（以下「規約等」という。）を作成しており、それらの内容が社会通念上、適正であると認められること。
 - ア 目的が記載されていること。
 - イ 入退会について記載されていること。
 - ウ 会費について記載されていること。
 - エ 役員として代表者、会計担当者及び監事を置くことが記載されていること。
ただし、監事が代表者又は会計担当者を兼ねることはできないものとする。
 - オ 総会及び会計監査の実施について記載されていること。
 - カ 生徒の活動内容や活動実績について、その生徒の所属校と必要に応じた情報共有について記載されていること。
- (10) 教育委員会が主催する指導者研修を受講した、又は受講する予定の役員又は指導者が運営すること。
- (11) 学校管理下の怪我等に適用される災害共済給付と同等の補償となるスポーツ安全保険等に加入すること。

(申請)

第4条 認定を受けようとする地域クラブの代表者（以下「認定申請者」という。）

は、松浦市地域クラブ認定申請書（様式第1号）及び松浦市地域クラブ認定要件誓約書（様式第2号）に次に掲げる書類を添付して、教育委員会に申請をしなければならない。

- (1) 地域クラブ規約等
- (2) 地域クラブ活動計画書
- (3) 地域クラブ収支予算書
- (4) その他教育委員会が必要と認める書類

（認定）

第5条 教育委員会は、前条の規定による申請があったときは、第3条に規定する認定要件を満たしているか審査し、認定の可否及び認定有効期間を決定するものとする。

- 2 教育委員会は、前項の規定による認定に際し、条件を付することができる。
- 3 教育委員会は、第1項の規定により、認定した場合には、松浦市地域クラブ認定通知書（様式第3号）により、次に掲げる事項を認定申請者に通知するものとする。
 - (1) 認定有効期限
 - (2) 第2項の規定により、条件を付したときは、その条件
- 4 教育委員会は、第1項の規定により、認定した場合には、市のホームページ等で、地域クラブ名や活動場所、活動時間、会費等を公表する。
- 5 教育委員会は、第1項の規定により、不認定とした場合には、松浦市地域クラブ不認定通知書（様式第4号）により、その理由を認定申請者に通知するものとする。

（変更の届出）

第6条 地域クラブの代表者は、認定に係る事項に変更があった場合は、松浦市地域クラブ認定変更届出書（様式第1号）及び松浦市地域クラブ認定要件誓約書（様式第2号）に次に掲げる書類を添付して、教育委員会に届出をしなければならない。

- (1) 地域クラブ規約等
- (2) 地域クラブ活動計画書
- (3) 地域クラブ収支予算書
- (4) その他教育委員会が必要と認める書類

（認定の更新）

第7条 地域クラブが認定有効期間経過後も引き続き活動の継続を希望する場合は、有効期間満了の3か月前から1か月前までの間に更新申請をることができる。

- 2 更新申請の手続は第4条の規定を準用するものとする。この場合において同条中「認定を受けようとする」は「認定の更新を受けようとする」と読み替える。
- （認定取消）

第8条 教育委員会は、地域クラブが第3条各号の認定要件のいずれかを満たさなくなった場合又は次に掲げるいずれかに該当すると認められる場合において、教育委

員会が改善の勧告その他指示をした後、一定期間を経ても改善が見られないときは、松浦市地域クラブ認定取消通知書（様式第5号）により、当該認定を取り消すことができる。

- (1) 地域クラブが組織的な違法行為を行い、活動を継続することが社会通念上著しく不適当と判断されるとき。
- (2) その他教育上問題があるなど地域クラブを継続することが不適当と認められるとき。

（責任）

第9条 地域クラブは、その責任において活動を行うものとし、その活動における事故、トラブル等一切の責任を負う。

（運営費用負担）

第10条 地域クラブの活動に必要な費用は、地域クラブにおいて負担するものとする。

（補則）

第11条 この告示に定めるもののほか、地域クラブの認定に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。